

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和8年7月17日

1 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称：エルシーモール花園

所在地：埼玉県深谷市荒川 440 外

ロ 大規模小売店舗立地法第8条第1項の規定による市町村の意見の概要

- ・確認申請については申請先（指定確認検査機関又は熊谷建築安全センター）と協議してください。

- ・施工中に使用する機器が、騒音規制法、振動規制法の特定建設作業に該当する場合は、作業開始7日前までに市環境課へ届出を行ってください。

- ・設置される施設が騒音規制法・振動規制法の特定施設又は埼玉県生活環境保全条例の指定騒音施設、指定振動施設に該当する場合は、敷地内から発生する騒音・振動について規制がかかりますので規制基準を遵守するとともに、設置工事の30日前までに市環境課へ届出を行ってください。

- ・施工中及び営業開始後に発生する騒音、振動、悪臭、埃、廃棄物の飛散による苦情が発生しないように、近隣住民及び関係者に十分事前説明を行うなどの対応をお願いします。

- ・廃棄物保管場所から悪臭の発生がないように、十分な対応をお願いします。

- ・20台以上駐車可能な駐車場が設置されるため、埼玉県生活環境保全条例に基づき敷地内から発生する騒音・振動について規制がかかります。規制基準を遵守するようお願いいたします。また、アイドリングストップの周知義務が生じますので、アイドリングストップ啓発看板を設置する等して周知をしてください。

- ・騒音に係る規制基準は店舗の敷地境界線上に適用されます。資料では夜間における来客車両走行の騒音と規制基準との比較がなされており、最大値ではありますが、敷地境界線上で規制基準を超える箇所があることが確認できます。

このほか、小売店への苦情として少くないのが荷さばきに関連する音（大型車両の音、作業時の音）に対するものですが、資料中のこれらの基準距離における騒音レベルを見ますと、来客車両走行のものと比して高い値となっております。

増床分の立地が住宅に隣接しておりますので、上記を踏まえ、騒音に関しては十分にご配慮の上営業されるとともに、住民から苦情などが寄せられた際には誠意を持って対応していただけますようお願いいたします。

- ・出入口に伴って道路の構造を変更する必要がある場合は、事前に道路工事施工承

認申請書を提出してください。

2 縦覧期間

令和8年7月17日から同年8月17日まで

3 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県北部地域振興センター